

業務委託契約書(案)

業務委託件名 香川大学医学部附属病院経営改善（化学療法の運用最適化）
コンサルティング業務

代金額 金 円也
(うち消費税額及び地方消費税額 金 円也。

消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、上記代金額に110分の10を乗じて得た額である。)

発注者 国立大学法人香川大学長 上田 夏生（以下、「発注者」という。）と受注者 ○○○○○○○○○○（以下、「受注者」という。）との間において、上記の業務（以下、「業務」という。）について、上記の代金額で、次の条項によって業務委託契約を結ぶものとする。

- 第1条 この契約において、受注者が履行すべき業務内容は、企画提案書及び別紙仕様書その他の書類で明記された業務を行うものとする。
- 第2条 業務は、本学が指定する場所において実施するものとする。
- 第3条 本契約の完了期限は、令和8年1月30日とする。
- 第4条 受注者は、業務の実施に当たっては、第1条の企画提案書及び別紙仕様書その他の書類に従うものとし、それらに記載のない事項については、発注者と協議して実施するものとする。
- 第5条 受注者は、業務完了後、速やかに完了報告書及び代金の請求書を、国立大学法人香川大学医学部管理課用度第二係に送付するものとする。
- 第6条 代金は、適正な請求書を受理した日の属する月の翌月末までに1回に支払うものとする。
- 第7条 契約保証金は、免除する。
- 第8条 受注者及び従業員が、本契約に基づく業務を実施中において、受注者及び従業員の責に帰すべき事由により、発注者又は第三者の身体若しくは財産等に損害を与えたときは、受注者は賠償の責を負うものとする。
2 受注者は、本契約に基づく業務を実施中において、従業員に生じた傷害及び災害については受注者が補償し、発注者は発注者の責に帰すべき事由により発生した災害等を除き、一切その責を負わない。また、受注者は、従業員との間の紛争等による影響を一切、発注者に及ぼしてはならない。
- 第9条 受注者は、この契約の実施に当たり知り得た発注者の秘密について、この契約の期間中のみならず、この契約終了後も漏えいしてはならない。ただし、次の各号の一に該当する情報については、発注者の秘密に該当しないものとする。
 - (1) 発注者より開示を受けた時点で既に公知となっている情報
 - (2) 発注者より開示を受けた後に、受注者の責めに帰し得ない事由により公知となった情報
 - (3) 発注者より開示を受ける以前に受注者が自ら開発し、又は第三者から正当に入手していたことを立証できる情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から受注者が合法的に開示を受けた情報
 - (5) 法令又は裁判所等の命令等に基づいて開示が義務付けられた情報
- 第10条 発注者及び受注者は、秘密情報を秘密に保持し、他の当事者の書面による事前の承諾を得ずにこれを第三者に開示又は漏洩してはならない。
- 2 発注者及び受注者は、秘密情報の開示範囲を本検討に必要な最小限の自己の役職員に限定す

るとともに、当該自己の役職員に対し本契約の内容を周知徹底し、これを遵守させる。

3 発注者及び受注者は、他の当事者の書面による事前の承諾を得ずに、秘密情報を本検討以外の目的に使用してはならない。

4 発注者及び受注者は、秘密情報が含まれる物件を、他の物件と明確に区別し、善良なる管理者の注意義務をもって管理する。

第 11 条 受注者は、本契約に基づく業務については、第三者に再委託してはならない。また、この契約によって生ずる権利義務を、第三者に譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

第 12 条 発注者又は受注者は、相手方に次の各号に該当する事項が生じたときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2) この契約の履行について、不正・不当な行為があったとき。

(3) 本契約を履行する能力を失ったことが認められるとき。

(4) 前各号のほか、本契約に違反したとき。

2 前項により契約を解除するときは、発注者又は受注者は相手方に対し、契約解除の理由を記載した書面により、通知するものとする。

第 13 条 発注者は、前条の定めによるほか、受注者が次の各号の一に該当したときは、契約を解除することができる。この場合において、受注者は、契約の解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 19 条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業者団体が同法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第 49 条に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、受注者が同法第 19 条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。

(2) 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第 7 条の 4

第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が、前項各号の一に該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、発注者の請求に基づき、契約期間全体の支払総額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前 2 項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者が、その超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

4 受注者は、この契約に関して第 1 項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を、発注者に提出しなければならない。

第 14 条 発注者又は受注者は、この契約を変更又は解除しようとするときは、1 ヶ月前までに、発注者又は受注者に対して書面により通知し、発注者受注者双方合意の上で決定するものとする。

第 15 条 この契約について必要な細目は、国立大学法人香川大学工事請負等契約細則によるものとする。

第 16 条 この契約について、発注者・受注者間に紛争を生じたときは、高松地方裁判所に調停の

申し立てをし、これを解決するものとする。

第 17 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者・受注者間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、発注者・受注者は、次に記名押印するものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和8年 月 日

発注者 香川県高松市幸町1番1号
国立大学法人香川大学長 上田 夏生

受注者